

物権法改正シンポジウム

共有法制の明日を考える～空き家問題から考える共有法制の問題点～

日時：2015年12月5日（土）13：30～16：45

場所：弘済会館（東京・JR四ツ谷駅徒歩5分） 会場 菊の間

<http://www.kousaikai.or.jp/hall/index.html>

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-1

対象：全青司会員・東京青司協会員（参加費無料）、司法書士会員（参加費1000円）

開催趣旨

民法において「共有」は、一物一権主義の例外、つまり単独所有の原則に対する暫定的な所有形態として扱われて、共有物分割の自由を認めることで、その共有関係の速やかな解消を促してきたと考えられています。しかし社会・経済活動が高度化・複雑化しているなか、所有のあり方についても多様化が進み、共同の目的を達成するために共同所有することも少なくなく、共有を例外とする従来の考え方は、こういった共有関係に安定性を求めるような要請に合致しなくなっているのかもしれない。

シンポジウムでは、第1部では不動産公示制度論や物権法を専門としている早稲田大学法学部教授の大場浩之先生をお迎えして、登記と共有をテーマに講演していただきます。

第2部以降では、「空き家問題」を通じて、共有物の管理・変更と分割においてどのような問題が生じているかを明らかにし、判例法理の分析と諸問題点の検討を進めるとともに、共有法制度のあり方について探っていきます。

内 容

第1部 「登記と共有」（13：30～15：00）

講 師 早稲田大学法学部教授 大場浩之先生

第2部 「空き家問題から考える共有法制の問題点」（15：10～15：35）

東京青司協 民法改正対策委員会

第3部 「共有法制の明日を考える～管理・変更・分割を中心に～」・総括（15：35～16：45）

全青司 民法改正対策委員会

※ 内容は事前の案内なく変更される可能性があります。

下記ご記入の上、全青司事務局へファクスでお申込みください。申込の締め切りは11月30日までとなっております。

尚、定員に達した時点で受付を終了させていただきます。

氏名		所属会	
事務所 (又は住所)	〒 ー		
区分 どちらかを選択	<input type="checkbox"/> 全青司・東京青司協会員 <input type="checkbox"/> その他司法書士会員	TEL	

→ FAX：03-3359-3527（全青司事務局）

問い合わせ先 民法改正対策委員会 和田秀幸（TEL：03-5335-9833 Email：z15@actics.net）